

北九州市建設リサイクル資材認定制度



1

目的

北九州市発注の工事において建設リサイクル資材の利用促進を図るため、性能、品質、経済性のみならず、ひとつの製品が製造、使用され、廃棄または再利用されるまでのすべての段階における環境への影響等を総合的に評価し、認定する「北九州市建設リサイクル資材認定制度」を実施しています。

2

認定の流れ

申請

- 上半期：4月1日～5月31日
下半期：10月1日～11月30日 ※
- 認定更新の資材は、有効期間内に再申請

審議

- 北九州市建設リサイクル資材認定委員会にて評価基準に基づき審議
- 申請期間終了後、90日以内に認定の適否を決定

認定

- 認定証を交付
- 認定の有効期間は、認定の日から3年間

公表

- 認定日は、上半期申請分：10月1日
下半期申請分：4月1日
- 市のホームページに認定した製品名や事業者名を掲載

使用

- 北九州市建設リサイクル資材使用指針に基づき一定条件を満たしたら市発注工事で使用
- 認定事業者は、6ヶ月に1回定期報告

※資材の製造等を行う方だけでなく、販売等を行う方による代理申請もできます。まずご相談ください。

3

評価項目

品質・性能評価

- 特別管理一般・産業廃棄物を使用していない
- 有害物質の溶出がない
- JAS、JISに適合等

LCA的評価

- 製造、使用、廃棄または再利用までの各段階における環境負荷を総合的に評価

コスト評価

- 従来資材(原材料に再生資源を使用していない資材)単価の120%以下であるなど

LCA：ライフサイクルアセスメント

4

認定対象品目例

区分	品目
1	アスファルト混合物等 常温合材、改質アスコン、アスコン
2	舗装材 舗装用骨材
3	路盤材 鉄鋼スラグ使用路盤材
4	舗装用ブロック インターロッキングブロック、レンガ、コンクリート平板ブロック
5	道路付属物等 外柵
6	公園資材等 土壌改良材(バーク堆肥同等品)、デッキ材、ベンチ、グラウンド舗装材、車止め、プランター、路面表示板
7	埋戻材等 改良土、再生砂
8	擁壁等 積みブロック
9	建築資材 モルタル軽量骨材、断熱材
10	港湾資材 港湾資材
11	コンクリート二次製品 コンクリート二次製品
12	その他

北九州市 技術監理局 技術支援課 調整係

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

TEL : 093-582-3260

FAX : 093-592-0690

E-mail : gi-shien@city.kitakyushu.lg.jp

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/02300009.html>

